

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化」について

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済対策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬決定において対応するとされました。

この件を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があり、当施設におきましても加算算定をおこなっております。

1. 職場環境等要件について

- ① 入職促進に向けた取り組み
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 資質向上やキャリアアップに向けた支援
上位者・担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会を確保
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理
雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ⑤ 業務改善の取組
業務手順書の作成や記録・報告様式等の工夫等情報共有や作業負担の軽減
- ⑥ やりがい・働きがいの醸成
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

2. 処遇改善加算要件について

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかの届出を行っていること

事業所	処遇改善	特定処遇改善
特別養護老人ホームハーモニー	加算Ⅰ	加算Ⅰ
デイサービスセンターメロディー	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ハーモニーホームヘルパーステーション	加算Ⅰ	加算Ⅱ
南押原デイサービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ
デイサービスセンターリズム	加算Ⅰ	加算Ⅰ
グループホームおしはらの里	加算Ⅰ	加算Ⅰ
リハビリデイサービス Harmony 鹿沼店	加算Ⅰ	加算Ⅰ

3. 見える化要件について

特定処遇改善に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること。